

あいとぴあレインボープラン

狛江市障がい者計画

進捗管理

令和3年度報告書

目次

序章	はじめに	1
1	進捗管理	3
2	本報告書の構成	3
3	進捗評価の方法	3
4	進捗評価の流れ	6
第1章	進捗管理シート	7
第2章	委員会からの意見シート	19

序章 はじめに

1 進捗管理

市では、令和3年3月にあいとぴあレインボープラン(狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)(以下「本計画」という。)を策定して、「障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念としました。この基本理念を踏まえた4つの施策の体系を設定して、障がい者福祉施策を推進しています。

本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組状況について、狛江市福祉基本条例第26条第1項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会で、本計画の進捗状況の把握や評価を行うこととします。

なお、本計画のうち狛江市障がい者計画の把握や評価については本書で、狛江市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の把握や評価については「狛江市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画サービス見込量進捗状況」シートで行うこととします。

2 本報告書の構成

(1) 進捗管理シート

市職員が計画に位置付けられた施策及び事業を着実に実施するとともに、当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、重点施策に係る事業のうち新規に実施する事業等事業の進捗管理が必要と認められる事

業について、当該年度に実施したことを「Do(実行)」の欄に、当該事業の実施結果を踏まえた重点施策の評価を3(2)で示す基準に従い「Check(評価)」の欄に、(2)で記載した課題を踏まえた当該事業の改善点を「Act(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)」の欄に記載します。

(2) 委員会からの意見シート

(1)の進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会からいただいたご意見を「委員会からの意見」の欄に記載し、次年度の施策の実施に反映させてまいります。

3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組の強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会での議論、検討を行い、下記のとおり評価基準とします。

(1) 評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

(2) 評価基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の0%以上20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例①】施策1に係る4つの事業の令和3(2021)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	-	-
	事業c	未達成	-	-
	事業d	達成	-	-

この場合、事業aについては、令和4(2022)年度まで年次目標までの前倒しで達成していますが、この点は評価に入れません。事業aから事業dまでの令和3(2021)年度の達成率は2/4で50%となりますので、評価はBとなります。

【例②】その後、施策1に係る4つの事業の令和4(2022)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和4年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	-
	事業b	未達成	達成	-
	事業c	未達成	未達成	-
	事業d	達成	達成	-

この場合、令和4(2022)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及び事業dの年次目標が単年度の年次目標であり、次年度に遡って実施できない年次目標の場合には、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況は評価から外します。

その結果、事業aから事業dまでの令和4(2022)年度までの達成率は4/6で66.6%となりますので、評価はBとなります。

【例③】その後、施策1に係る4つの事業の令和5(2023)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和5年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業a	達成	達成	達成
	事業b	未達成	達成	達成
	事業c	達成	達成	達成
	事業d	達成	達成	未達成

この場合、令和5(2023)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度及び令和4(2022)の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及びdの評価については、例②の場合と同様です。なお、事業cについては令和5(2023)年度に令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度の年次目標も達成できましたので、その点も評価に加えます。

その結果、事業aから事業dまでの令和5(2023)年度までの達成率は7/8で87.5%となりますので、評価はAとなります。

4 進捗評価の流れ

令和3年度の狛江市障がい者計画の進捗管理は、次表のとおり市民福祉推進委員会障がい小委員会において進捗評価を審議し、確定いたしました。

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	担当課による自己評価				市民福祉推進委員会 報告書を報告	庁議 報告書を報告	報告書を踏まえた 予算要求 報告書を HPに公開		予算編成		予算審議	
		障がい小委員会① 報告書(案)を審議			障がい小委員会② 報告書(案)を確定							

なお、今年度の進捗管理については、庁議への報告が遅れたことから、報告書を踏まえた予算要求ができませんでした。そのため、令和6年度から計画期間が開始される、狛江市障がい者計画に報告書の内容を反映させます。

第1章 進捗管理シート

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課 ¹	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1	地域で暮らし続けられる基盤づくり								
	(1) 地域における生活の拠点の構築								
	① 【拡充】地域生活支援拠点の整備								
	a		地域生活支援拠点の整備を行います。	高 ¹	218	-	<p>地域生活支援拠点の整備事業者とともに、補助申請に向けて東京都とも協議を進めた。令和4年度の予算書に市の単独補助として事業者の施設整備費に対する補助の債務負担行為を設定した。</p> <p>地域生活支援拠点において、ショートステイを設置し、緊急時にも対応できるよう事業者と調整を図った。</p> <p>地域生活支援拠点では日中一時支援は行わないこととした。</p>	A	<p>建築資材の高騰により整備費が上昇しているため、事業者の財源等について注視する。</p> <p>拠点の一部の機能であるショートステイを整備するにあたり、建築資材の高騰により整備費が上昇しているため、事業者の財源等について注視する。</p> <p>市内全体の需要と照らし合わせながら必要性について考えていく。</p>

1 高…高齢障がい課

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり								
	(1) 地域における相談支援の充実								
	① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実								
	a		複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。	高福相 ²	220	-	<p>総合相談支援体制の整備に向けて庁内の関係各課と協議を行った。</p> <p>関係との協議を行ったが、素案の作成には至らなかった。</p> <p>福祉総合窓口で受ける複雑化・複合化した課題を持つ相談について、障がい及び高齢のケースワーカー、生活保護担当、児童ケースワーカー、生活困窮担当（こま YELL）で必要な情報共有を行い、また、市外の関係機関と役割分担して支援を行っている。相</p>	C	<p>障がい小委員会の答申を基にこれまでの議論を整理し、具体的な検討に取り組む。</p> <p>障がい小委員会の答申を基にこれまでの議論を整理し、具体的な検討に取り組む。</p> <p>相談事例ごとに市内外の関係機関との情報共有、連携を推進しているが、相談ケースの増加や課題の困難性から、支援者のマンパワー不足や役割分担が明確にできない場合があるため、定期的に状況確認しながら継続的に関わり、関係機関と連携して支援を行う。相</p>

² 福…福祉政策課

³ 相…福祉相談課

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
(1) 地域における相談支援の充実									
① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実(続き)									
	a		複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。	高 福 相	220	-	障がいの特性から近隣トラブルに発展したケースでは、市の相談支援包括化推進員との連携を図った。その他、義務教育終了後に公的支援が途切れてしまうケースがあり、コミュニティソーシャルワーカー(以下「CSW」という。)が継続支援するケースが増えている。 ⁴ 社	C	部門を越えた連携が必要となるため、福祉以外の関連部署とも関係づくりを強化する。社
	b		地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。	福	221	-	元和泉の地域の居場所よしこさん家や中和泉の個人宅等の地域資源で、障がいがある方も対象とした相談会を行った。支援を継続させるため地域包括支援センター、保健所、教育支援センターなど関係機関へ繋げた。		様々な困難事例に対応していくために、あいとぴあエリアの地域資源に限らず、市内外の関係機関と連携することでさらにネットワークを広げていく。

⁴社…社会福祉協議会

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
(1) 地域における相談支援の充実									
① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実(続き)									
	b		地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。	福	221	-	いこいの便りの定期発行を行っているが、その取材や配布がアウトリーチの機会になっている。これまで関わりの少なかった地域住民とつながることができ、そこから課題把握にもつながっている。 その他、庭の手入れができなくなったという個別の困りごとを地域生活課題と捉え、有償お手伝いサービスの仕組みづくりを行った。また、関連する支援者間のネットワークづくりにも取り組んだ。	C	社会資源が少ないこまえ苑エリアでは、居場所的機能を果たす場が限られる。そのため、多世代・多機能型交流拠点の開設や商店や宗教団体等のインフォーマル資源の設置を進めることで、障がいがある方も含めて必要な相談ができる場を整えていく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
(1) 地域における相談支援の充実									
① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実(続き)									
	C		地域自立支援協議会において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討する体制を構築します。	相 高	221	-	生活支援部会にて、日頃の計画相談業務の中で課題と考えられることを挙げ、地域生活課題として整理を行っている。これらを基に地域づくり計画案を作成し、協議会へ報告を行った。(月2回開催)	C	抽出した地域生活課題について、施策に向けた具体的な検討を行っていく必要がある。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり								
	(3) 切れ目のない障がい児(者)支援の実施								
	④ 【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保護、医療、福祉、教育等の連携体制の構築								
	a		医療的ケアを必要とする障がい児を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。(一部再掲)	相 高 子 ⁵	223	-	医療的ケア児支援部会にて、庁内関係部署との課題の抽出や情報共有を行った。また、障がいケースワーカーが相談支援事業所、保健所、医療機関等と連携し、医療的ケアを必要とする障がい児や、地域移行を必要とする精神障がい者の支援を行っている。(年2回開催) 相	A	関係機関が医療的ケアを必要とする障がい児がどのような医療的なケアを受けているのか、どのような支援体制が必要かといったことについて理解をより一層深めていくよう、医療的ケア児支援部会の研修に参加するなど、引き続き理解の促進に努める。 相

⁵ 子…子ども発達支援課

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
	(3)	切れ目のない障がい児(者)支援の実施								
		④	【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保護、医療、福祉、教育等の連携体制の構築						A	
		a	医療的ケアを必要とする障がい児を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。(一部再掲)	相 高 子	223	-	狛江市医療的ケア児支援部会を設置し、医療的ケア児コーディネーターを中心に医療的ケアを必要とする障がい児に関する勉強会等を開催した。【高・子】		・障がい福祉に携わる方が医療的ケアの正しい知識と理解が得られるよう啓発を行っていく。【高】 ・共通課題に対し、解決策を出し合いながら医療的ケア児とその家族の支援に取り組む。【子】	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
3 自立と社会参加を進めるシステムづくり									
(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消									
② 【拡充】当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供									
	a		障がい者支援施設の地域交流を推進する等、障がいのある人もない人も交流できる機会を創出します。	福	225	-	こまえ苑エリアにおいて多世代・多機能型交流拠点の設置に向け、運営委託予定者と検討を行った。 市内の多世代・多機能型交流拠点の運営に対して地域福祉推進事業補助金を交付し、運営の支援を行った。 音声 DAISY 製作者スキルアップに向けた3種の講習会を計10回開催し延べ24名が受講があった。また、対面朗読講習会を全3回開催し3名が受講する等、視覚障がい者の読書環境整備に向けた取組を推進した。	A	令和4年度中のこまえ苑エリアにおける多世代・多機能型交流拠点の運営開始に向け各所と調整を図る。 引き続き、市内の多世代・多機能型交流拠点の運営に対して地域福祉推進事業補助金を交付し運営の支援を行う。 引き続き、録音資料製作に係るスキルアップに向けた講習会を実施し、読書環境整備に向けた取組を推進する。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4 安心で安全に暮らせるまちづくり									
(1) 避難行動要支援者支援体制の充実									
②【拡充】災害時に関する支援									
	a		避難行動要支援者の支援体制の整備を進めます。	福相	226	-	<p>国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定を受け、地域見守り活動支援対象者の見直しの検討を課内で行ったが、狛江市避難行動要支援者支援連絡協議会での協議までには至らなかった。</p> <p>医師会、訪問看護事業所等の関係機関と狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結に向けてそれぞれ協議を行った。</p>	C	<p>上位計画である地域防災計画の改定作業と連携を図りながら、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン改定に向けた検討を引き続き行う。</p> <p>協議結果を踏まえ、医師会、訪問看護事業所等の関係機関と狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定を締結する。</p>

第2章 委員会からの意見シート

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
1	地域で暮らし続けられる基盤づくり		
	(1) 地域における生活の拠点の構築		
	①	【拡充】地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月内閣府策定の障害者基本計画（第4次）において「日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実を図る。また、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図る。」とされているところであり、引き続き丁寧な議論と誰もが安心・安全に暮らせる共生社会の理念に基づく狛江市のまちづくりについて理解醸成をお願いしたい。 ・拠点の設置、完成を切望している人が沢山いる。材料費高騰は心配だが、面的整備と併せて予定通りの完成を目指していただきたい。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり		
	(1) 地域における相談支援の充実		
	①	【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 ページの Act の 3 つ目の記述について、「相談ケースの増加や課題の困難性」「支援者のマンパワー不足」「役割分担が明確にできない」等挙げられているが、「総合相談支援体制の整備」にあたって大きな課題であると考えられる。また、これまで対応において課題が生じたケースについて、その原因と改善点を整理することが期待される。このことから、例えば、一定のレベル課題(ケース)のみ受ける、支援者のスキルアップ(専門性)を図る、リーダーシップの必要性(適任者の選定)等が考えられる。小委員会の答申も参考にしながら事業の確実な履行をお願いしたい。 ・ 狛江市内に CSW は 3 名のみ配置であることを踏まえると、個別ケースの継続支援を CSW がどこまで担うのかという点は検討されるべきである。改善点に記載のとおり関係者間の連携・引き継ぎの強化が期待される。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり		
	(3) 切れ目のない障がい児（者）支援の実施		
	④	【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保護、医療、福祉、教育等の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携体制を具体化する必要がある。 ・専門施設ではない多くの福祉事業所の場合、医療行為の為に直接支援ができない、設備の問題の為に受け入れが難しい等の課題が存在する。会議体ではそのような課題にも取り組んで欲しい。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
3 自立と社会参加を進めるシステムづくり			
(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消			
	②	【拡充】当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江市の地域ニーズに合致したインクルーシブな多世代交流のプログラムを公募するなど踏み込んだ場の提供を検討いただきたい。5月19日に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が25日に公布・施行されたことから、障がい特性を踏まえた情報保障をさらに進めていく必要がある。 ・ 多世代・多機能型交流拠点の設置については開設時間を平日、の9:00~17:00で予定しているとのことだが、就労している方(一般就労・福祉的就労等)は時間的な制約があるため、おのずと利用が制限されてしまう。休日や夜間にも利用できるように、その部分についての運営支援も考えていくと、より多くの人が利用できるようになる。 ・ 18ページ「市内の多世代・多機能型交流拠点の運営に対して地域福祉推進事業補助金を交付し、運営の支援を行った。」とあるが、市内の多世代・多機能型交流拠点において実際に障がいのある人もない人も交流できる機会が創出されているか、課題や改善点はあるかということの検証が期待される。また、障がい者支援施設の地域交流についての評価もなされることが望ましい。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
4	安心で安全に暮らせるまちづくり		
	(1) 避難行動要支援者支援体制の充実		
	②	【拡充】災害時に関する支援	災害はいつ起こるか分からないものであるため、早期の協議、協定締結が望ましい。

刊行物番号R 4-45

あいとぴあレインボープラン
(狛江市障がい者計画)

進捗管理

令和3年度報告書

令和5年2月発行

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111 (代)

頒布価格

30円

